

兵庫県高齢者居住安定確保計画（案）の

変更箇所

2 施策の推進体制

施策の推進に当たり、本計画の主役となる「高齢者・住民団体」が、安心して自分らしく暮らせる居住環境を実現するために、住宅・福祉等に関するサービス提供者である「営利団体」や地域内の活動などを支援する「非営利団体」と協力し、自ら積極的に役割を果たしていくことが重要となる。

「公共団体」においては、地域の取組を支援する制度や住宅セーフティネットの構築、各種基準の整備などにより、広い範囲で高齢者に関する施策を展開することが求められる。

特に、市町は地域の最も身近な支援者として地域の実情に応じた自主性と創意工夫による施策を展開するとともに、地域との協働を実践する。県は市町を先導又は補完する施策を立案するとともに、市町を横断的に支援する必要がある。また、兵庫県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構（UR）などの「公的団体」は行政と調整の上で、公的賃貸住宅の供給や関係する事業を通じた地域の支援を行う。これらの各主体が連携・協力し合うことで、住宅及び福祉施策の効果的な推進を図る。

主体		構成員	主な役割
高齢者・住民団体		県民、自治会、まちづくり協議会等	快適な住生活を実現する主役として住まいづくりに取り組む。
民間団体	非営利団体	NPO、 社会福祉法人 、社会福祉協議会、ボランティア団体、専門家等	専門性を活かし、多様な主体との連携により、県民を支援する。 また、地域の担い手としての役割も期待される。
		教育機関、大学等	人材や施設、専門的な知見を活かし、地域住民やNPO等と共に、地域の課題や活動に取り組む。
	営利団体	宅建業者、建設業者、福祉等生活支援サービス事業者、これらを構成する団体等	県民への住宅、福祉サービスなどの提供者であり、行政との連携により事業を実施する。 また、事業活動を通じて地域に貢献する。
公的団体		住宅供給公社、UR、住宅金融支援機構、ひょうご住まいサポートセンター等	県・市町の住宅・福祉施策と連携し、公的な賃貸住宅事業者等として住宅の供給や施設の開放、相談事業などによる地域への支援等を行う。
公共団体		市町	地域の実情に応じ、自主性と創意工夫による施策を推進するとともに、地域住民へ住宅・福祉施策に関する情報提供や公営住宅等の供給、管理を行う。
		県	県内の課題へ横断的に対応し、先導的又は補完的な立場での施策展開、民間の取組への支援、基準や制度の構築を行う。 また、住宅・福祉施策に関する情報提供や公営住宅等の供給、管理を行う。

【成果指標】

成果指標	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率* ※2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消	46.2% (H25) → 80% (H37) <u>(考え方)バリアフリー化戸数を現状の43万戸から倍増</u>
高齢者人口に対する高齢者向け住宅*の割合 ※サ高住、有料老人ホーム等	2.6% (H27) → 3.6% (H37) <u>(考え方)現状3.8万戸を自宅での生活が困難な高齢者のみ世帯数5.7万戸まで増加</u>

関連計画の指標 (参考)	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 (福祉のまちづくり基本方針)	48% (H27) → 65% (H32)
県営住宅のバリアフリー化率* (ひょうご県営住宅整備・管理計画) ※以下の①又は②を満たすもの ①いきいき県住仕様 (以下の全て) の採用 ・手摺りの設置 (便所、浴室、玄関、階段) ・住戸内段差の解消 ・1階共用部分へのスロープの設置 ・玄関に非常警報型インターホンの設置 ・緊急時コールボタンの設置 (便所、浴室、寝室、ダイニングキッチン) ・3カ所給湯方式の採用 ・便所に暖房便座用のコンセント設置 ②エレベーターの設置	59% (H27) → 75% (H37)

ウ 自宅を賃貸する際の改修や若年世帯等の既存住宅取得への支援

オールドニュータウンにおいて、事業者が高齢者の自宅を買い取り、又は借り上げて、新婚・子育て世帯向け住宅として賃貸するための改修への支援を行う「子育て向け賃貸住宅供給支援事業」や、高齢者の自宅を若年世帯等に賃貸するための改修への支援を行う「高齢者住み替え支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。また、若年・子育て世帯が良質な既存住宅を手頃な価格で取得できるよう必要な支援を検討する。

【成果指標】

成果指標	目標値
あんしん賃貸住宅※の登録戸数 ※高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅	2,331戸 (H27) → 5,000戸 (H37) <u>(考え方) あんしん賃貸住宅への入居を希望する世帯数まで増加</u>
住宅流通量に占める既存住宅の割合	22% (H25) → 30% (H37) <u>(考え方) 流通戸数を現状1万戸/年から1.5万戸/年まで増加</u>

24 時間、定時又は随時の訪問介護及び訪問看護を行う定期巡回・随時対応サービスを拡大させるほか、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進める。

ア 定期巡回・随時対応サービスの普及促進

サ高住の事業者と訪問介護、訪問看護事業者とのマッチングの支援等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を促進するとともに、地域サポート型施設（特養等）を発展させ、定期巡回・随時対応サービスへの参入を促進するため、新たに必要となるオペレーターの配置経費への支援を行う。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所等の開設への支援

地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして、日常生活圏域に1か所を目標に小規模多機能型居宅介護等の整備を進めるため、開設経費への支援を行う。

ウ 公的賃貸住宅における医療・介護サービス施設等の併設

公的賃貸住宅の建替えの際などに、地域の需要を踏まえ、市町等との連携を図りながら、医療・介護サービス施設等の併設を促進する。また、既存住宅の空き住戸や集会所を活用した高齢者の見守りサービス施設等の誘致を推進する。

【成果指標】

成果指標	目標値
定期巡回・随時対応サービス事業所数	29 か所 (H27) → 180 か所 (H37) <u>(考え方) 介護サービス利用見込み量まで増加</u>
小規模多機能型居宅介護事業所数（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	230 か所 (H27) → 346 か所 (H37) <u>(考え方) 各中学校区に1箇所まで増加</u>

関連計画の指標（参考）	目標値
地域サポート型施設（特養等）の設置箇所数 （兵庫県地域創生戦略）	44 か所 (H27) → 100 か所 (H31)
定期巡回・随時対応サービス事業所数 （兵庫県老人福祉計画）	29 か所 (H27) → 180 か所 (H37)
小規模多機能型居宅介護事業所数（看護小規模多機能型居宅介護を含む） （兵庫県老人福祉計画）	230 か所 (H27) → 346 か所 (H37)